

奨学生募集要項（2024年度）

No. 63

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	博報堂教育財団		
2024 募集依頼人数	2名（全国で100名程度）		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校の国語科教員のいずれかを目指す者		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 自宅生：50,000円 自宅外学生：100,000円（採用後申請し認定された場合）	貸与	無
授業料相当額支給	給付月額に含む		
(採用時)一時金	無		
併給	一部可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	・日本学生支援機構及び他民間財団の給付型奨学金との併給は不可 ・貸与型奨学金との併給、授業料免除との併用は可 授業料免除を受ける場合は、免除される授業料の割合に応じて奨学金の額を減額して給付 ・大学から推薦された場合、課題文（「あなたが教員を志す理由、理想とする教員を目指し行動していること」自筆：1,200~1,600字）を要提出		

2024年度 教職育成奨学金 奨学生募集要項

1. 博報堂教育財団について

公益財団法人博報堂教育財団（以降、当財団）は、1970年の設立以来、児童教育・国語教育の支援や、海外における日本語及び日本文化の普及などを目指して以下の活動を行っている公益財団法人です。

当財団の主な活動

① 博報賞

博報賞は、児童教育現場の活性化と支援を目的として、財団創立とともにつくられました。教育現場で尽力されている学校・団体・教育実践者の草の根的な活動と貢献を顕彰しています。

② 児童教育実践についての研究助成

「ことばの力」を育む研究と児童教育実践の質の向上を目的に、大学、研究機関および教育実践に関わる方を対象にすぐれた研究を助成しています。

③ 日本語交流プログラム

日本の中学生が、同世代の様々な国の学生と、日本語を通じた交流を通し、国際人として成長することを目的に、異文化共生への気づきの場を提供しています。

④ 社会啓発事業

「お気に入りの一冊をあなたへ」作文コンクールを開催。子どもたちの読書機会を拡大し、思いを伝えるための考える力や表現力をはぐくむことを目的としています。

⑤ 日本語教育プログラム

海外の子どもたちの日本語教育支援を目的に、重点地域を設定し、現地日本語教員の日本における研修、日本語教育及び教員育成にあたる大学・大学院への寄附、日本語教育及び日本文化エンターテインメントの普及に貢献・功勞のあった個人又は団体への顕彰を行います。

⑥ 調査研究事業

年次や週次での定点調査や実験的な取り組みなどを通して、子どもたちの持つ「ことばの力」「未来を生きる力」に関して新たな発見を行い、広く社会や教育界のみなさまと知見を共有することで、児童教育の進化に貢献することを目的としています。

+ 奨学金事業

2. 教職育成奨学金制度の趣旨

未来をつくるのは子どもたちであり、教育は国の礎です。子どもたちの教育に携わる教員は、まさに子どもたちを通じて「未来の社会づくり」に貢献し、重要な役割を担う存在であると考えています。いま、教育現場は様々な難しい課題に直面しています。一方で、グローバル化、AI・IoT等のテクノロジーの進展、少子高齢化等により、産業構造・社会構造が大きく変わり、教育及び教員に求められるものも大きく変化しつつあります。

当財団は、このような時代だからこそ、熱意を持って教育現場を目指そうとする大学生・大学院生を支援することが大変に重要であると考えています。当奨学金制度では、奨学金による経済的な支援はもちろんのこと、これまでの当財団の活動と連携した教員育成のためのプログラムの提供、海外短期留学支援等、多面的に熱意ある学生の支援を行いたいと考えています。

貴学におかれましては、次代を担う教員になる「強い意志と覚悟」を持つ優秀な学生をご推薦いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

3. 教職育成奨学金制度の概要

1) 応募資格要件

- ① 当財団が指定する「推薦依頼大学」の学部在籍する学生。
※各大学の事情や考え方により応募に適する年次が異なるため、応募の年次は各大学の希望に基づき、財団との協議により決定する。
- ② 小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員のいずれかをを目指す者。
- ③ 当財団が提供する評価基準(別紙「奨学生人材像における評価基準」)に基づき、大学が学内選考の上、当財団の欲する人材像に相応しいと推薦する者。

※2024年度は全国の59大学から100名程度の大学生を当奨学金制度の奨学生として選考予定。

2) 奨学金給付内容

① 奨学金給付額

- a. 授業料相当額・・・国立大学生：年額 60万円 (月額 5万円)
私立大学生：年額 120万円 (月額 10万円)
大学院生：年額 60万円 (月額 5万円)
 ※大学院＝大学院（修士課程）・教職大学院
 ※大学院枠は、国立・私立ともに同額

- b. 自宅外生への特別支援費・・・ 年額 60万円 (月額 5万円)

※自宅外生の認定は、「自宅外通学申立書」の提出に基づき当財団が決定します。

自宅外生の基準は、自宅から大学・大学院までの通学時間が公共交通機関を利用して片道2時間以上要する等の理由で、自宅外に住居を有償で借り受け居住し、通学を行う者とします。

② 奨学期間

原則として、奨学生となった年度の4月から学部卒業までの最短期間。

※留学、家庭の事情、健康上の理由等がある場合は、給付期間を調整する場合があります。

※別途定める奨学金休止・停止・廃止規定等により、期間の途中で休止・停止・廃止することがあります。

※学部で奨学生であった学生が、以下の条件において大学院(修士課程)・教職大学院への進学を希望する場合は、学生本人からの申請に基づく当財団の審査と進学先の大学院(修士課程)・教職大学院との調整により、進学後の給付継続の可否を決定の上、給付期間を延長することがあります。

ア. 奨学生の進学先が学部と同じ大学の大学院（修士課程）・教職大学院である。
もしくは他の「推薦依頼大学」の大学院（修士課程）・教職大学院であること。

イ. 進学の目的が小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員のいずれかをを目指すためのものであること。

※大学院進学者の給付期間は、大学院（修士課程）、教職大学院卒業までの最短期間とします。

③ 他の奨学金制度等との併給の可否

原則として他の給付型奨学金との併給は認めません。
(貸与型奨学金はこの限りではありません。)

④ 奨学金の給付を伴わない授業料免除制度との併用

奨学金の給付を伴わない、大学・大学院が行う授業料免除制度との併用をする場合は、免除される授業料の割合に応じて奨学金給付額を減額して給付する。

※授業料全額免除の場合は、奨学金の授業料相当分は支給せず、別途、学業支援金として年額20万円を支給します。

※授業料一部免除の場合は、免除率を1から減じた比率を奨学金の授業料相当分に乘じた金額と学業支援金（年額20万円）を比較し、高いほうの金額を支給します。

例1) 国立大学で授業料が、80%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.8) = 12万円

→20万円を支給

例2) 国立大学の授業料が、50%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.5) = 30万円

→30万円を支給

⑤ 国の「高等教育の修学支援新制度」との併給可否の考え方

- ・国の「高等教育の修学支援新制度」は、「授業料免除制度」と「給付型奨学金」の二階建てとなっています。
- ・当財団の教職育成奨学金の給付にあたっては、他の「給付型奨学金」との併給は認めていないため、奨学生が国の「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合は以下の通りとなります。
 - ・「授業料免除制度」のみを利用する場合は併給を認めます。
(ただし、授業料免除割合に応じて奨学金給付額を調整)
 - ・「給付型奨学金」部分も利用する場合は、当財団の奨学金の併給は不可とします。